

事業対象者一覧表

事業			事業対象者				備考
			認定事業体	都内に事業所を有する林業経営体	都内に事業所を有し、労働者を雇用していない林業経営者	都内の森林整備を担う林業経営体(他県)	
林業労働力総合対策事業	林業育成者の確保	新規就労者育成研修(1～3年目)	○	○	－	－	以下の1及び2を満たす林業経営体等が対象。 1 年間90日以上、自ら又はその雇用者をして、都内で森林施業を実施すること。 2 林業労働者を雇用する場合、その雇用者について、労働保険及び社会保険に加入すること（任意適用を除く）。
		中堅技術者育成研修(4年目以上)	○	○	○	－	
		技能向上研修(個別指導型)	○	○	○	－	
		技能向上研修(出向型)	○	－	－	－	
	レベルアップ助成	林業機械助成(小型)	○	○	※1	－	
		安全活動給付金(安全用具助成含む)	○	○	※1	○ ※2	
		傷害保険掛け金助成	○	○	※1	○ ※2	
		退職金共済掛け金助成	○	○	－	○ ※2	
		特殊健康診断助成	○	○	※1	○ ※2	
		蜂毒アレルギー検査料等助成	○	○	※1	○ ※2	
		林業機械等資格取得助成	○	○	※1	○ ※3	
		マッチング助成	○	○	－	－	
		インターンシップ助成	○	○	－	－	
	多角化・経営拡大	事業経費助成	○	○	－	－	
		事務所賃料等助成	○ ※4	○ ※4	－	○ ※5	
	住宅手当等経費助成		○ ※6	○ ※6	－	○ ※7	
	林業機械化促進事業	林業機械の購入、リース物件費助成	○	－	－	－	
		林業機械のレンタル料金助成 ※8	○	○ ※9	○ ※9	○ ※9	
林業労働力就労安定事業(エピペン購入費助成)			○	○	○	○	
伐採・搬出技術者育成研修事業(架線集材研修)			○	○	－	○	
「緑の雇用」事業			○	－	－	－	全国森林組合連合会 林野庁補助事業

※1 R3年3月31日以前にレベルアップ計画の認定を受け、認定期間内に実施する取組のみ対象。

※2 レベルアップ計画の認定を受け、都内の森林施業を実施する期間の取組のみ対象。

※3 伐採・搬出技術者育成研修に研修生を派遣している林業経営体のみ対象。

※4 主伐事業等の伐採・搬出事業に新規参画する場合のみ対象。

※5 森林整備に係る事務所を都内に新たに構える場合のみ対象。

※6 現場作業員として雇用する新規就労者が居住する住宅・宿舍に要する手当・経費を林業経営体が支出する場合のみ対象。

※7 現場作業員が居住する都内の宿舍経費を林業経営体が支出する場合のみ対象。

※8 財団が発注する事業に使用する機械については対象外。対象者が自ら使用する機械に限る。

※9 所有・管理権限を持つ森林において素材生産を行う場合、又は森林経営計画樹立森林において当該機械を使用する場合のみ対象。